

消費税率の引き上げに伴い、令和2年4月1日より施設使用料を一部改定いたします。

※変更箇所は黄色マーカーで表示しています。

別表(第9条関係)

1 宿泊料

区分		平日及び休日等		土曜日及び休日等の前日			
		一般 (高校生以上)	小・中学生	幼児 (満3歳以上)	一般 (高校生以上)	小・中学生	幼児 (満3歳以上)
宿泊施設	1人1泊につき	2,100円	1,600円	500円	2,600円	2,100円	1,100円
バンガロー	1棟につき						2,100円
追加寝具等							ふとん 300円、毛布 200円

備考

1 宿泊による施設の使用時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊施設 午後4時から翌日午前10時まで

(2) バンガロー 午後2時から翌日午前10時まで

2 「平日」及び「休日等」とは、それぞれ次に掲げる日をいう。

(1) 平日 土曜日及び休日等以外の日

(2) 休日等 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する日

3 施設利用者に食事を供するときは、別に定める実費を徴収する。

2 会議室等使用料

区分		基本使用料
管理棟兼宿泊施設	和室その他1室につき	50円(1時間当たり)
研修施設	研修室	500円(1時間当たり)
創作施設	体験学習(木彫)	Aコース：700円 Bコース：400円 (1人：1回につき)

備考

1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。

2 研修施設を宿泊に使用することについて、特に許可する必要があると認めるときは、別に定める実費を徴収する。

3 施設利用者に食事を供するときは、別に定める実費を徴収する。

3 冷暖房使用料

(1) 宿泊施設

宿泊施設	宿泊者(1人1泊につき)	500円
------	--------------	------

(2) 会議等

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
管理棟兼宿泊施設	100円	500円	3,000円
研修施設	500円	2,500円	15,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。